

# 共済 NEWS

公告広報

No. 159

## 公 告

平成29年三職共公告第6号

### 定款等の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）及び三重県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年公告第12号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成29年三職共公告第7号

### 運営規則の一部変更について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成29年3月31日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 西 田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	澄野和男
電話	(059)-228-2938

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第1条 三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の6.09」を「1,000分の6.39」に、「1,000分の2.09」を「1,000分の2.11」に改める。

第40条の2中「1,000分の12.18」を「1,000分の12.78」に改める。

第42条中「平成28年度」を「平成29年度」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

別表中 「桑名広域清掃事業組合  
松阪飯多農業共済事務組合 を 「桑名広域清掃事業組合  
三重県市町総合事務組合」 に、  
三重県市町総合事務組合」  
「伊勢広域環境組合  
三泗鈴亀農業共済事務組合 を 「伊勢広域環境組合  
伊勢地域農業共済事務組合 三重県後期高齢者医療広域連合」  
東紀州農業共済事務組合  
三重県後期高齢者医療広域連合」  
に改める。

第2条 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成28年4月分以後」を「平成29年4月分から同年9月分まで」に、「1,000分の12.18」を「1,000分の12.78」に改める。

附 則（平成29年3月31日公告第6号）

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の三重県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第12号）附則第5項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更新旧対照表 【第1条関係】

変 更 後						変 更 前 ( 現 行 )									
(掛金及び負担金の額) 第40条 (略)						(掛金及び負担金の額) 第40条 (略)									
組合員 の種別	標準報酬の月額及び標準 準期末手当等の額と掛 金との割合			標準報酬の月額及び標準 準期末手当等の額と負 担金との割合			組合員 の種別	標準報酬の月額及び標準 準期末手当等の額と掛 金との割合			標準報酬の月額及び標準 準期末手当等の額と負 担金との割合				
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業		短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業		
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分			
一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8	一般組合員	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8	1,000	<u>1,000</u>	1,000 分の 1.8		
市町村長組合員	分の	<u>分の</u>		46.69	分の		<u>分の</u>	市町村長組合員	分の		<u>分の</u>	46.69		分の	<u>分の</u>
特定消防組合員	46.69	<u>6.39</u>		46.69	<u>6.39</u>		特定消防組合員	46.69	<u>6.09</u>		46.69	<u>6.09</u>			
長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8	長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8		
市町村長長期組合員	分の	2.11		分の	2.11		市町村長長期組合員	分の	2.09		分の	2.09			
2 (略)						2 (略)									
(任意継続掛金の額) 第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.38を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000分の12.78</u> を乗じて得た額とする。						(任意継続掛金の額) 第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.38を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000分の12.18</u> を乗じて得た額とする。									
(資金の繰入れ) 第42条 <u>平成29年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,150円</u> とする。						(資金の繰入れ) 第42条 <u>平成28年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、 <u>2,000円</u> とする。									

変 更 後	変更前（現行）
別表 (略) <u>桑名広域清掃事業組合</u>  <u>三重県市町総合事務組合</u> (略) <u>伊勢広域環境組合</u>  <u>三重県後期高齢者医療広域連合</u> (略)	別表 (略) <u>桑名広域清掃事業組合</u> <u>松阪飯多農業共済事務組合</u> <u>三重県市町総合事務組合</u> (略) <u>伊勢広域環境組合</u> <u>三河鈴亀農業共済事務組合</u> <u>伊勢地域農業共済事務組合</u> <u>東紀州農業共済事務組合</u> <u>三重県後期高齢者医療広域連合</u> (略)

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更の一部変更新旧対照表 【第2条関係】

変 更 後	変更前（現行）
<p style="text-align: center;">附 則（平成27年9月30日公告第12号）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分までの任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の118.9」とあるのは「1,000分の93.38」と、「1,000分の13.8」とあるのは「<u>1,000分の12.78</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則（平成27年9月30日公告第12号）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の118.9」とあるのは「1,000分の93.38」と、「1,000分の13.8」とあるのは「<u>1,000分の12.18</u>」とする。</p>

三重県市町村職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年三職共規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「定款第 4 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 6 条の 2 中「第 106 条の 3 第 5 項」を「第 110 条の 4 の 3 第 6 項」に、「第 110 条の 6 第 6 項」を「第 110 条の 6 第 5 項」に、「標準負担額減額認定証」を「限度額適用認定証」に改める。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、次の各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

- (1) 保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）
- (2) 組合員の出産費及び家族出産費（以下この号において「出産費等」という。）の支給申請並びに受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務

第 9 条の 2 第 1 項中「社団法人国民健康保険中央会」を「公益社団法人国民健康保険中央会」に、「組合員が出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務」を「法第 63 条第 2 項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務」に改め、同条第 3 項中「、委託金の額」を削る。

第 10 条中「第 109 条第 2 項若しくは」を削る。

第 12 条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日三職共規則第 5 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

変更理由

正常分娩に係る出産費等の直接支払制度に係る事務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することができることになったため、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会との契約に関する規定を改めるとともに、その他文言の整備を行うものである。

三重県市町村職員共済組合運営規則新旧対照表

(変更後)

(変更前)

<p>(所属所)</p> <p>第3条 定款第4条第1項の規定により理事長が所属所を定める場合には、定款第9条第4項に定める市町村及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条に規定する地方公営企業を基準として定めるものとする。</p> <p>(組合員証の検認等)</p> <p>第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、<u>第110条の4の3第6項、第110条の5第5項、第110条の6第5項</u>及び第184条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、<u>限度額適用認定証</u>、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。</p> <p>(社会保険診療報酬支払基金との契約)</p> <p>第9条 組合は、<u>社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)</u>との契約により、次の各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。</p> <p>(1) <u>保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務(当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>組合員の出産費及び家族出産費(以下この号において「出産費等」という。)</u>の支給申請並びに受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(所属所)</p> <p>第3条 定款第4条の規定により理事長が所属所を定める場合には、定款第9条第4項に定める市町村及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条に規定する地方公営企業を基準として定めるものとする。</p> <p>(組合員証の検認等)</p> <p>第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、<u>第106条の3第5項、第110条の5第5項、第110条の6第6項</u>及び第184条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、<u>標準負担額減額認定証</u>、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。</p> <p>(社会保険診療報酬支払基金との契約)</p> <p>第9条 組合は、<u>社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)</u>との契約により、<u>保険医療機関又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務(当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。)</u>を基金に委託するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
--	---

(変更後)

(国民健康保険中央会との契約)

第9条の2 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を三重県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 (略)

3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(給付の請求等の手續)

第10条 第6条第1項の規定は組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

(資格喪失後の給付)

第12条 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料、傷病手当金又は出産手当金(以下「療養の給付等」という。)を受けるべき者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は、他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(変更前)

(国民健康保険中央会との契約)

第9条の2 組合は、社団法人国民健康保険中央会との契約により、組合員が出産費及び家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務を三重県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 (略)

3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(給付の請求等の手續)

第10条 第6条第1項の規定は組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第109条第2項若しくは第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

(資格喪失後の給付)

第12条 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料、傷病手当金又は出産手当金(以下「療養の給付等」という。)を受けるべき者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は、他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。